

Q267. 休日の振替がなされた場合、残業代（休日割増賃金）の支払が必要ですか。

労働契約で休日の振替が認められている場合には、事前に振り替わる休日と労働日を特定することにより、休日を変更することができます（休日の振替）。

休日の振替により、元々休日だった日は休日ではなくなりますので、この日に働かせても休日労働にはならず、残業代（休日割増賃金）の支払は不要です。

ただし、休日を振り替えた結果、週40時間又は1日8時間を超えて働かせることになった場合は、週40時間又は1日8時間を超える労働時間の労働は時間外労働となりますので、週40時間又は1日8時間を超える労働時間については残業代（時間外割増賃金）の支払が必要となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎